

(資料1－2)

吹田市第3次環境基本計画

素案

2019年5月

目次

第1章 計画の基本的事項	1
1 はじめに	1
2 見直しの視点	2
3 計画の位置づけ	5
4 計画の対象区域	6
5 計画の期間	6
第2章 計画の理念・目標	7
1 基本理念	7
2 基本方針	8
3 望ましい環境像	8
4 目標	9
第3章 目標達成に向けた分野横断的戦略	12
1 分野横断的戦略の位置づけ	12
2 分野横断的戦略選定の視点	12
3 分野横断的戦略	12
第4章 目標達成に向けた施策の展開	20
第1節 限りあるエネルギーを大切に使う低炭素社会への転換	21
第2節 資源を大切にする社会システムの形成	25
第3節 健康で快適な暮らしを支える環境の保全	29
第4節 自然の恵みが実感できるみどり豊かな社会の形成	33
第5節 快適な都市環境の創造	37
第5章 計画の推進	41
1 推進・評価体制	41
2 進行管理の手法	41

資料編

第1章 計画の基本的事項

1 はじめに

本市では、市民が安全で健康かつ快適な生活を営むことのできる良好な環境を確保することを目的に、「吹田市環境基本条例」に基づく「吹田市第2次環境基本計画」を平成21年(2009年)3月に策定しました。

その後、平成23年(2011年)3月に発生した東日本大震災に伴う原子力発電所の事故の影響により、エネルギー需給に対する意識が社会的に大きく変化する中、計画策定から5年後に計画の中間見直しとして「吹田市第2次環境基本計画 改訂版」(以下、「前計画」という)を平成26年(2014年)3月に策定し、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

一方で、環境行政を取り巻く状況が変化しており、世界においては、SDGsの採択やパリ協定の発効など、国際社会全体が協力して、温室効果ガス排出削減などの低炭素化をはじめ、資源循環や自然共生等を取り入れた持続可能な発展のために具体的な目標を持って取り組むための枠組みの整備が進んでいます。

わが国においては、国際的な動向を取り入れた「第五次環境基本計画」が平成30年(2018年)4月に閣議決定され、目指すべき社会の姿として、「地域循環共生圏」の創造や「世界の範となる日本」等を掲げるとともに、SDGsの考え方を活用した環境・経済・社会の統合的な向上を具体化しています。

本市においては、日本全体では人口減少が進む中、転入超過による人口増加が続いており、市域の年間エネルギー消費量やごみの年間排出量の増加が見込まれることから、更なる環境施策の推進が求められる状況です。そのような中、平成30年(2018年)9月には市の最上位計画である「吹田市第4次総合計画」を策定し、市民1人ひとりが安心安全で豊かな生活を実感できる社会を築き、それを将来世代へ引き継ぐことができるまちづくりを目指しているところです。

このような環境を取り巻く状況の変化に対応するため、前計画の方向性(枠組み)を維持しながら、持続的な取組を強化するために、前計画の見直しを行い、「吹田市第3次環境基本計画」として策定するものです。

2 見直しの視点

(1) 国際的な動向を踏まえて

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals : SDGs）

平成 28 年（2016 年）から令和 12 年（2030 年）までの国際目標として、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals : SDGs）が、平成 27 年（2015 年）の国連総会で採択されました。SDGs は平成 28 年（2016 年）から令和 12 年（2030 年）までの国際目標で、17 の目標とそれらに付随する 169 のターゲットから構成されており、経済・社会・環境の 3 つの側面を統合的に解決する考え方が強調されています。先進国を含めた国際社会全体が、将来にわたって持続可能な発展ができるよう、それぞれの課題に取り組んでいくことが必要とされています。



出典）SDGs（持続可能な開発目標） 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ HP（外務省）

図 1 持続可能な開発目標（SDGs）の 17 の目標

パリ協定

地球温暖化対策に関する動向としては、京都議定書以来 18 年ぶりの新たな法的拘束力を持つ国際的な合意文書である「パリ協定」が平成 27 年（2015 年）に採択され、平成 28 年（2016 年）11 月に発効されています。

パリ協定は、気候変動によるリスクを抑制するために、世界の気温の変化を 2℃以内にとどめ、1.5℃以内に抑える努力を追求することを掲げており、日本を含むすべての気候変動枠組条約加盟国が、温室効果ガス排出削減のための取組を強化することが必要としています。

(2) 国の動向を踏まえて

第五次環境基本計画

平成30年(2018年)4月に「第五次環境基本計画」が閣議決定され、目指すべき社会の姿として、①「地域循環共生圏」の創造、②「世界の範となる日本」の確立、③これらを通じた、持続可能な循環共生型の社会(「環境・生命文明社会」)の実現、が掲げられました。

また、SDGsの考え方を活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化していくというアプローチとともに、分野横断的な6つの重点戦略(経済、国土、地域、暮らし、技術、国際)が示されています。



出典) 第五次環境基本計画の概要(環境省)

図2 第五次環境基本計画における「地域循環共生圏」の考え方

生物多様性国家戦略2012-2020

東日本大震災を踏まえた今後の自然共生社会のあり方を示すことを目標として、平成24年(2012年)9月に「生物多様性国家戦略2012-2020」が閣議決定され、「地域における人と自然の関係を見直し、再構築する」など5つの基本戦略が設定されています。

(3) 大阪府の動向を踏まえて

大阪府では、平成23年(2011年)3月に「大阪21世紀の新環境総合計画」を策定し、平成30年(2018年)7月には改定をしています。豊かで美しい自然を守り、将来に引き継いで行くためには府民一人ひとりが環境保全活動に積極的に取り組む必要があることから、環境の将来像として「府民がつくる暮らしやすい、環境・エネルギー先進都市」が掲げられています。環境の将来像を実現するための施策体系として、「府民の参加・行動」、4つの目標(「低炭素・省エネルギー」、「資源循環型社会の構築」、「全ての命が共生する社会の構築」、「健康で安心して暮らせる社会の構築」)及び「魅力と活力ある快適な地域づくり」が設定されています。

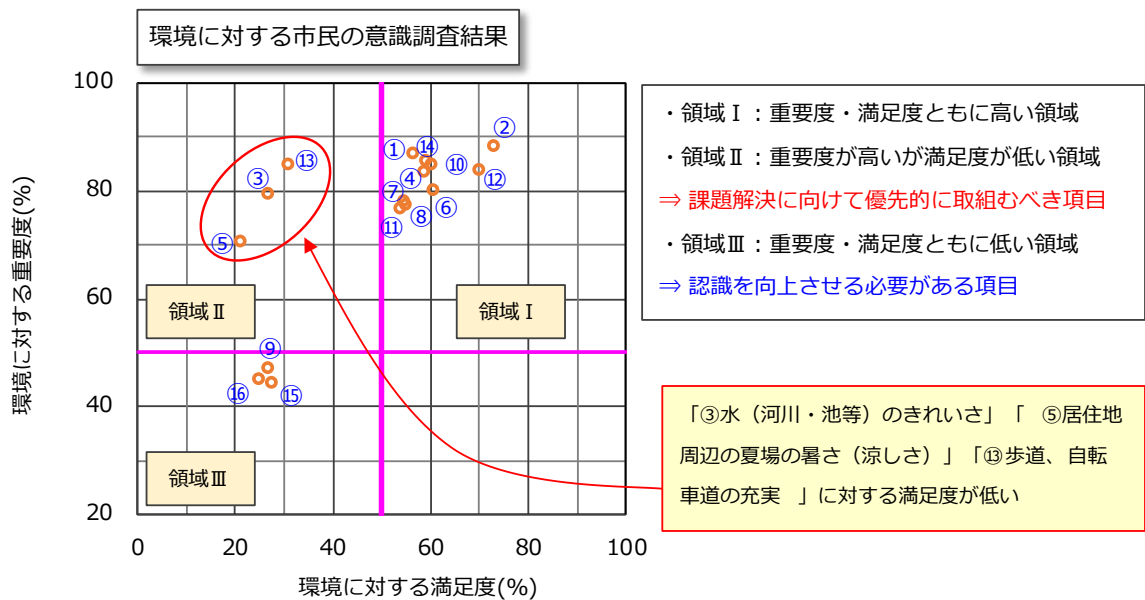
(4) これまでの取組を踏まえて

前計画では、望ましい環境像として「みどりと水 光と風 地域からはぐくむ 環境先進都市すいた」を目指し、5つの基本目標を定めて取組を進めてきたところです。

前計画の推進により、本市の環境の保全と創造は着実に進展してきている一方で、今後解決すべき課題も存在します。

エネルギー分野においては、再生可能エネルギーの積極的な導入、省エネルギー機器等への更新・導入、住宅の断熱化を進めるなど、低炭素社会への転換をめざし、取組を加速させる必要があります。資源循環分野においては、市民1人当たりのごみの排出量やリサイクル率等の目標達成のため、市民・事業者の意識の向上及び環境に配慮した行動への誘導を図る必要があります。みどり分野においては、平成28年(2016年)8月に改訂された「吹田市第2次みどりの基本計画(改訂版)」に基づく質及び量の双方を重視した緑化を推進するとともに、生態系サービスを将来にわたり確保するため、生物多様性の保全及び自然資源の持続可能な利用に取り組む必要があります。

また、市民の意識調査より、特徴的な結果として環境に対する満足度と重要度をみると、重要度が高いにも関わらず満足度が低い項目は、「水(河川・池等)のきれいさ」「居住地周辺の夏場の暑さ(涼しさ)」「歩道、自動車道の充実」となっており、水辺空間・ヒートアイランド対策・交通環境に課題があります。



- ①空気きれいさ ②居住地周辺(悪臭がしないこと) ③水(河川・池等)のきれいさ
 ④居住地周辺の静けさ ⑤居住地周辺の夏場の暑さ(涼しさ) ⑥まち中の街路樹などの緑の多さ
 ⑦自然の豊かさ ⑧公園、親水空間等の充実 ⑨動物、虫、魚など身近な生き物の豊かさ
 ⑩ごみ出しマナーの徹底 ⑪資源ごみの回収回数や食品トレイ等の回収所の充実 ⑫安定した水資源の確保
 ⑬歩道、自転車道の充実 ⑭公共交通の利便性 ⑮歴史的・文化的遺産と調和したまち ⑯環境学習の場や機会の多さ

※環境に対して「満足(重要)」または「やや満足(重要)」と回答した市民の割合を集計

図3 環境に対する満足度・重要度

(5) 分野横断的なアプローチの必要性

都市は、エネルギーと資源の多くを他地域から調達し、生産、消費することで成立する社会です。そのため、都市は、そのあり方によって環境への影響を大きく左右するという特徴を持つとともに、都市の人々の行動が変われば社会が変わり、複数の環境問題が解決する潜在的な可能性が高いと言えます。人々の行動を変えるには、環境学習とパートナーシップ、環境に配慮した経済活動の推進といったアプローチが必要です。

また、気候変動と生物多様性といった地球環境問題に対しては、地球規模で考え、地域で行動するという行動原則（アジェンダ）があります。このような課題には、例えば、都市間・地域間の連携による広域的な取組や、地域循環共生圏による人と経済の交流による低炭素化と自然共生のコベネフィットを図るといったアプローチが必要です。

そのため、これらの課題の解決に向け「分野横断的戦略」を設定し、本計画を効果的に推進します。

3 計画の位置づけ

本計画は、環境基本条例第8条の規定に基づき、環境の保全と創造に関する施策について、総合的・計画的に推進する役割を担うものとして、目標・施策の大綱などを定めるものです。

また、「吹田市第4次総合計画」を環境面から補完・具体化する役割を担うものとして、施策等を詳細かつ具体的に示すものであるとともに、進行管理において明らかとなった課題や推進の方向性については、「吹田市第4次総合計画」の更新時等に整合を図るものとします。

その他、本市の他の計画やあらゆる部局で実施する施策等については、環境分野において本計画との整合を図るものとします。

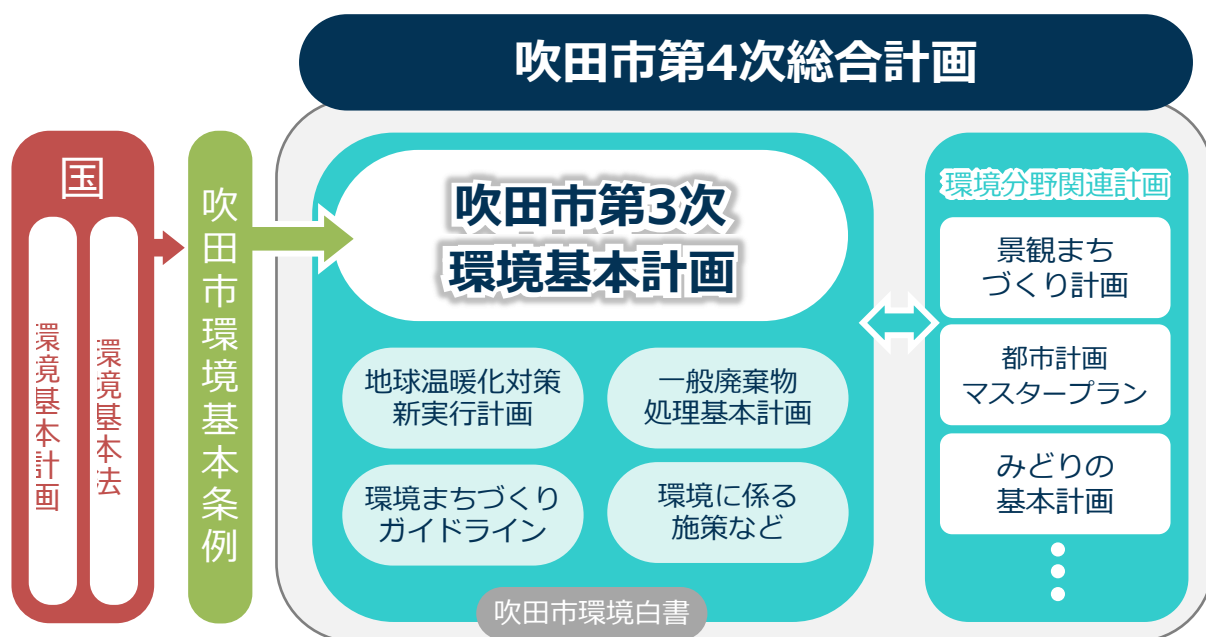


図4 本計画の位置づけ

4 計画の対象区域

本計画の対象区域は、吹田市全域とします。

5 計画の期間

本計画の期間は、上位計画である「吹田市第4次総合計画」との整合を図り、計画の初年度を令和2年度（2020年度）、最終年度（計画目標年度）を令和10年度（2028年度）とします。

また、市の環境や社会情勢の変化などに対応するため、取組成果や進捗状況の評価を行い、必要に応じて見直しを行います。

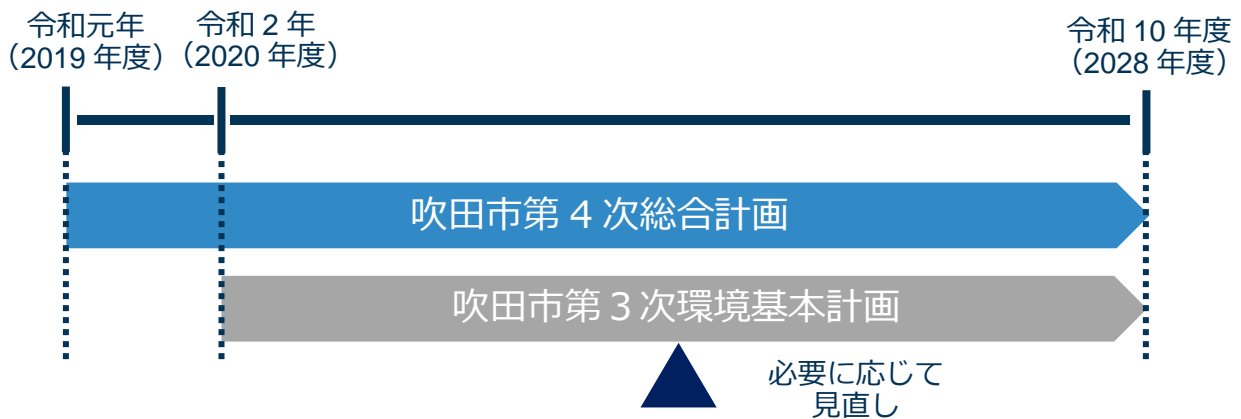


図 5 本計画の期間

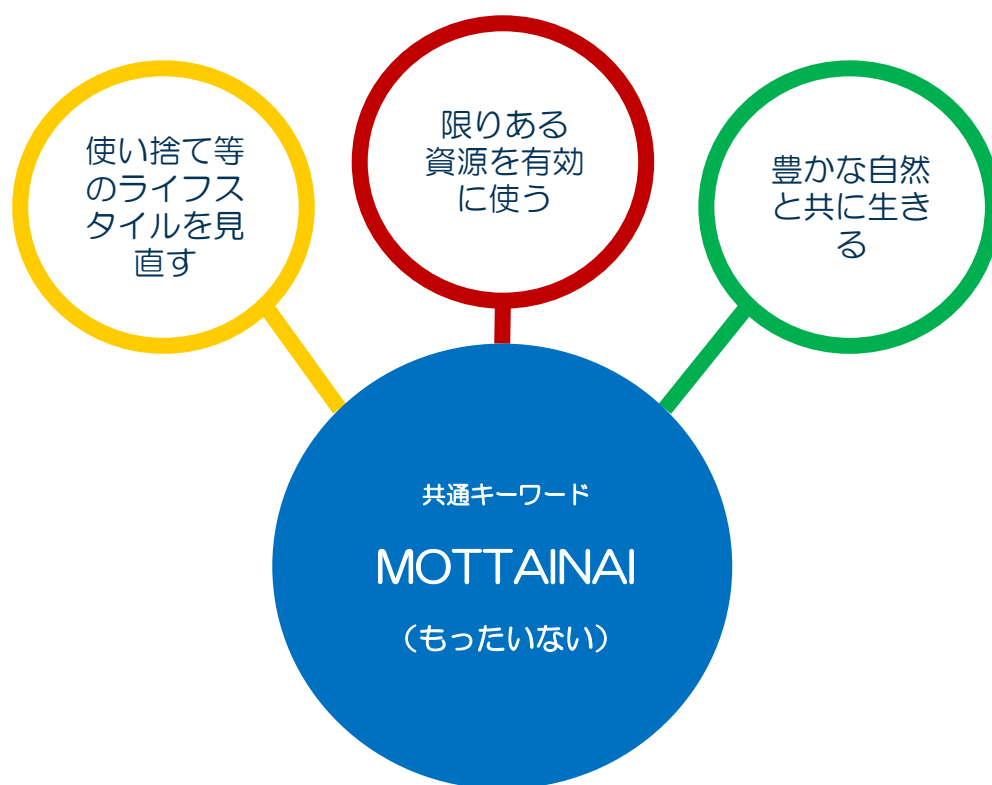
第2章 計画の理念・目標

1 基本理念

「使い捨て等のライフスタイルを見直す」「限りある資源を有効に使う」「豊かな自然と共に生きる」これが持続可能な社会を目指す上で、本市が大切にしている環境政策の基本理念です。これらを進めるには、私たちのライフスタイルを転換しなければなりません。そこに共通する言葉は、これまで日本人が大切にしてきた「MOTTAINAI※」(もったいない)です。

「省エネルギー」と称して、エネルギー効率の高い機器や装置を使っても、使い方の無駄を見直さなければ真の省エネルギーとは言えません。そこで本市は、エネルギーの消費活動自体を見直すという意味で「節エネルギー」という言葉を提唱し、温暖化対策の柱にしました。

基本理念は、私たちが改めて「もったいない精神」に立ち返り、上記に掲げる考え方を明確にしたものです。



※平成16年(2004年)に環境分野で初めてノーベル平和賞を受賞したケニア出身のワンガリ・マータイさんが、環境を守る世界共通語として広めることを提唱した言葉。Reduce(ゴミ削減)、Reuse(再利用)、Recycle(再資源化)という環境活動の3Rと、かけがえのない地球資源に対するRespect(尊敬の念)が込められている言葉であり、「MOTTAINAIキャンペーン」として地球環境に負担をかけないライフスタイルを広め、持続可能な循環型社会の構築を目指す活動が展開されている。

2 基本方針

地球温暖化をはじめヒートアイランド現象や生物多様性の衰退、深刻なエネルギー不足など様々な環境問題に直面する今、健全で豊かな環境を守り引き継ぎ、持続可能な社会を構築していくためには、基本理念に基づき、市民・事業者・行政がそれぞれの立場での役割を果たすとともに、パートナーシップによる取組を積極的に進めていかなければなりません。また、これらの取組によって環境・経済・社会を統合的向上させ、SDGsにおける環境に関わる目標の達成を図る必要があります。

そのため、次の考え方を基本方針として、施策や取組を推進していくものとします。

安全で健康かつ快適な生活を営むことのできる良好な環境を確保する

- ・ 大気、水、土壌等の身近な環境の保全に取り組む
- ・ 生物多様性の保全に配慮しつつ、自然との共生を図る
- ・ 快適な都市環境の創造を図る
- ・ 気候変動への対策に取り組む

関連する SDGs の目標



エネルギーや資源を大切に使い、循環する社会を目指す

- ・ 節エネ・省エネを進め、ライフスタイルや事業活動の転換を図る
- ・ ごみの減量・再資源化、節水などの資源の適正な管理及び循環的な利用を図る

関連する SDGs の目標



市民、事業者、行政の協働で、持続可能な社会づくりを進める

関連する SDGs の目標



3 望ましい環境像

基本方針に基づき、本計画における望ましい環境像を以下のように掲げます。

みどりと水 光と風 楽しく共生し未来へつなげる 環境先進都市すいた

みどりと水
光と風

生物多様性を保全し、身近な生活を潤してくれる要素(生命の源)であると同時に、太陽光、水力、風力、緑化など自然エネルギーの要素でもあり、地球温暖化対策につながるもの

楽しく共生し
未来へつなげる

健康で心豊かな暮らしを実現させるために、環境にやさしい行動・活動を選択し、自然と楽しく共生し、持続可能な未来につなげる

4 目標

望ましい環境像を実現するための「分野横断的戦略」と「分野別基本目標」を以下のとおり設定します。

◆分野横断的戦略◆

戦略Ⅰ『はぐくむ』

「もったいない」活動の基盤となる人・組織・仕組みづくり

4 思いやりのある人にならぬ

8 働きがいも健康増進も

9 気候変動に具体的な対策を

11 住み続けられるまちづくりを

12 つくる責任、つかう責任

13 気候変動に具体的な対策を

17 パートナーシップで目標を達成しよう

戦略Ⅱ『まもる』

環境価値の保全

3 すべての人に健康と福祉を

6 安全な水とトイレを世界中に

11 住み続けられるまちづくりを

13 気候変動に具体的な対策を

14 海の豊かさを増やそう

15 陸の豊かさも守ろう

17 パートナーシップで目標を達成しよう

戦略Ⅲ『そなえる』

気候変動による影響への適応

7 エネルギーと気候変動に具体的な対策を

11 住み続けられるまちづくりを

13 気候変動に具体的な対策を

15 陸の豊かさも守ろう

17 パートナーシップで目標を達成しよう

◆分野別基本目標◆

エネルギー

限りあるエネルギーを大切に使う低炭素社会への転換

7 エネルギーと気候変動に具体的な対策を

9 産業と消費の両面で資源を有効に活用する

11 住み続けられるまちづくりを

12 つくる責任、つかう責任

13 気候変動に具体的な対策を

17 パートナーシップで目標を達成しよう

資源循環

資源を大切に作る社会システムへの形成

2 資源を有効に活用する

6 安全な水とトイレを世界中に

11 住み続けられるまちづくりを

12 つくる責任、つかう責任

14 海の豊かさを増やそう

17 パートナーシップで目標を達成しよう

生活環境

健康で快適な暮らしを支える環境の保全

3 すべての人に健康と福祉を

6 安全な水とトイレを世界中に

11 住み続けられるまちづくりを

13 気候変動に具体的な対策を

17 パートナーシップで目標を達成しよう

みどり・自然共生

自然の恵みが実感できるみどり豊かな社会の形成

11 住み続けられるまちづくりを

12 つくる責任、つかう責任

14 海の豊かさを増やそう

15 陸の豊かさも守ろう

17 パートナーシップで目標を達成しよう

都市環境

快適な都市環境の創造

3 すべての人に健康と福祉を

11 住み続けられるまちづくりを

12 つくる責任、つかう責任

17 パートナーシップで目標を達成しよう

望ましい環境像の達成に向けて分野横断的な取組と分野別の取組を推進していきます。

9

吹田市第3次環境基本計画施策体系図



コラム SDGs : ゴール (目標) とターゲット (達成目標)

SDGs には、人々が人間らしく暮らしていくための社会基盤を構築するための、17 のゴール (目標) と、それぞれの具体的な 169 項目のターゲット (達成目標) があります。

SDGs 17 のゴール (目標)	ターゲット (達成目標) の例
 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 極度の貧困を終らせる ✓ 貧困状態にある人の割合を半減させる ✓ 貧困層・脆弱層の人々を保護する
 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 飢餓を撲滅し、安全で栄養のある食料を得られるようにする ✓ 栄養不良をなくし、妊婦や高齢者等の栄養ニーズに対処する ✓ 小規模食料生産者の農業生産性と所得を倍増させる
 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 妊産婦の死亡率を削減する ✓ 新生児・5歳未満児の予防可能な死亡を根絶する ✓ 重篤な伝染病を根絶し、その他の感染症に対処する
 質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 無償・公正・質の高い初等・中等教育を修了できるようにする ✓ 乳幼児の発達・ケアと就学前教育にアクセスできるようにする ✓ 高等教育に平等にアクセスできるようにする
 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 女性に対する差別をなくす ✓ 女性に対する暴力をなくす ✓ 女性に対する有害な慣行をなくす
 安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 安全・安価な飲料水の普遍的・衡平なアクセスを達成する ✓ 下水・衛生施設へのアクセスにより、野外での排泄をなくす ✓ 様々な手段により水質を改善する
 エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	<ul style="list-style-type: none"> ✓ エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する ✓ 再生可能エネルギーの割合を増やす ✓ エネルギー効率の改善率を増やす
 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用 (ディーセント・ワーク) を促進する	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 一人当たりの経済成長率を持続させる ✓ 高いレベルの経済生産性を達成する ✓ 開発重視型の政策を促進し、中小零細企業の設立や成長を奨励する
 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱 (レジリエント) なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 経済発展と福祉を支える持続可能で強靱なインフラを開発する ✓ 雇用と GDP に占める産業セクターの割合を増やす ✓ 小規模製造業等の、金融サービスや市場等へのアクセスを拡大する
 人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 所得の少ない人の所得成長率を上げる ✓ すべての人の能力を強化し、社会・経済・政治への関わりを促進する ✓ 機会均等を確保し、成果の不平等を是正する
 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱 (レジリエント) で持続可能な都市及び人間居住を実現する	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 住宅や基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する ✓ 交通の安全性改善により、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供 ✓ 参加型・包摂的・持続可能な人間居住計画・管理能力を強化する
 つくる責任つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 持続可能な消費と生産に関する 10 年計画枠組み(10YFP)を実施する ✓ 天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する ✓ 世界全体の一人当たりの食料廃棄を半減させ、生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減らす
 気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 気候関連災害や自然災害に対する強靱性と適応能力を強化する ✓ 気候変動対策を政策、戦略及び計画に盛り込む ✓ 気候変動対策に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する
 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 海洋汚染を防止・削減する ✓ 海洋・沿岸の生態系を回復させる ✓ 海洋酸性化の影響を最小限にする
 陸の豊かさを守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 陸域・内陸淡水生態系及びそのサービスの保全・回復・持続可能な利用を確保する ✓ 森林の持続可能な経営を実施し、森林の減少を阻止・回復と植林を増やす ✓ 砂漠化に対処し、劣化した土地と土壌を回復する
 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 暴力及び暴力に関連する死亡率を減らす ✓ 子どもに対する虐待や暴力・拷問をなくす ✓ 司法への平等なアクセスを提供する
 パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 課税及び徴税能力の向上のために国内資源を動員する ✓ 先進国は、開発途上国に対する ODA に係るコミットメントを完全に実施 ✓ 開発途上国のための追加的資金源を動員する

第3章 目標達成に向けた分野横断的戦略

1 分野横断的戦略の位置づけ

環境に関する課題は、分野をまたがる複合的な解決が求められる場合も多いため、特定の施策が複数の異なる課題を統合的に解決するような、横断的な戦略を設定することで、施策をより効果的に推進していく必要があります。

そこで、3つの分野横断的戦略を設定し、全庁的な推進体制のもとで優先的に取り組んでいくべき主要な戦略として位置づけます。分野横断的戦略は、成果目標に関する指標と行動目標に関する指標をそれぞれ定め、点検・評価によって取組成果の確実な積み重ねを図ります。

2 分野横断的戦略選定の視点

分野横断的戦略は、以下の視点で選定します。

- **市特有の環境課題の解決に大きく貢献する**
エネルギー消費量、ごみの排出量の削減及び生物多様性の保全など、市の特性に起因する環境課題やヒートアイランド現象といった都市部特有の環境課題の解決を具体的に進めていくもの
- **様々な主体による取組と連携・協働を促す**
市民や事業者などの関連各主体による主体的な取組と連携・協働を促進し、計画の取組全体の底上げを図っていくもの
- **中長期的な取組を展開する**
計画期間にとらわれず、将来にわたって良好な環境を維持・保全していくという観点から、将来を担う人材育成などの土台づくりに貢献するもの

3 分野横断的戦略

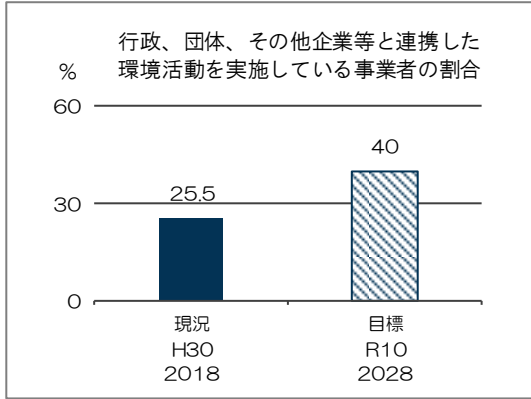
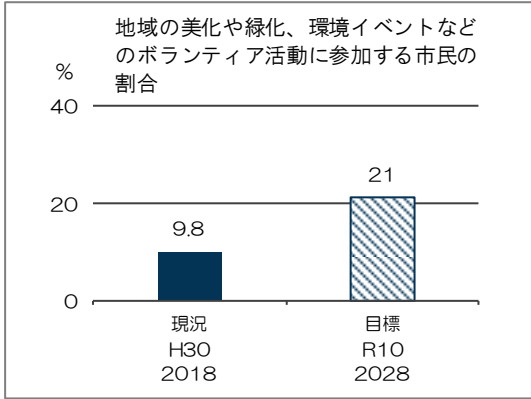
吹田市の環境施策を牽引する3つの分野横断的戦略を次のとおり設定します。



分野横断的戦略 1 : 「はぐくむ」

目標 「もったいない」活動の基盤となる人・組織・仕組みづくり

達成目標



分野横断的戦略の達成目標	現況値 H30 年度 (2018 年度)	目標値 R10 年度 (2028 年度)	担当室課
地域の美化や緑化、環境イベントなどのボランティア活動に参加する市民の割合	9.8 %	21 %	環境政策室
行政、団体、その他企業等と連携した環境活動を実施している事業者の割合	25.5 %	40 %	環境政策室

達成目標を実現するための活動目標	現況値 H30 年度 (2018 年度)	目標値 R10 年度 (2028 年度)	担当室課
環境啓発イベント参加者数	11,800 人	12,980 人	環境政策室
環境学習発表会参加校数	25 校	30 校	環境政策室 指導室
アジェンダ 21 すいたの事業者会員数	13 者	40 者	環境政策室
地域材使用量	0 m ³	→	環境政策室

目的

より良い環境を将来世代へと引き継ぐためには、持続可能な社会をつくることが大切です。そのためには、市民・事業者のそれぞれが地域の環境と自らの行動との関係性を正しく理解し、自主的・積極的に環境保全活動を実践することが重要です。

持続可能な社会に貢献する人材・事業者を“はぐくむ”ために、ライフスタイル及びビジネススタイルの転換※に向けた取組を推進します。また、これらの取組を市民・市民団体・事業者が連携して実施することでつながりを“はぐくむ”とともに、他の自治体とのつながりも“はぐくむ”ことで、より良い地域環境を“はぐくむ”ことを目指します。

※都市部（消費地）として市民が賢い選択を行うなどの環境意識の向上（SDGsの目標「つくる責任つかう責任」）

内容

◆ 持続可能なライフスタイルを実践する人材を“はぐくむ”

関連分野：【エネルギー】【資源循環】【生活環境】【みどり・自然共生】【都市環境】

- ① 環境教育等促進法に基づく環境教育の充実（指導室）
- ② エコスクール活用簿を活用したエコスクールの推進（指導室）
- ③ 環境に関する啓発活動及びイベント等の開催（環境政策室）
- ④ 地域において環境保全活動を担う人材の育成（環境政策室）
- ⑤ 木育の推進（環境政策室、保育・教育を所管する室課）
- ⑥ 地域における環境学習の推進（まなびの支援課）

◆ 環境に配慮したビジネススタイルに取り組む事業者を“はぐくむ”

関連分野：【エネルギー】【資源循環】【生活環境】【みどり・自然共生】【都市環境】

- ① 環境マネジメントシステムの導入促進（環境政策室、地域経済振興室）
- ② 環境配慮行動に関する啓発活動の推進（環境政策室）
- ③ 計画書制度の導入などの事業者に向けた取組の推進（環境政策室）
- ④ 事業者の環境意識向上に向けた啓発・取組推進（環境政策室、地域経済振興室）

◆ 環境を中心とした多様な主体とのつながりを“はぐくむ”

関連分野：【エネルギー】【資源循環】【生活環境】【みどり・自然共生】【都市環境】

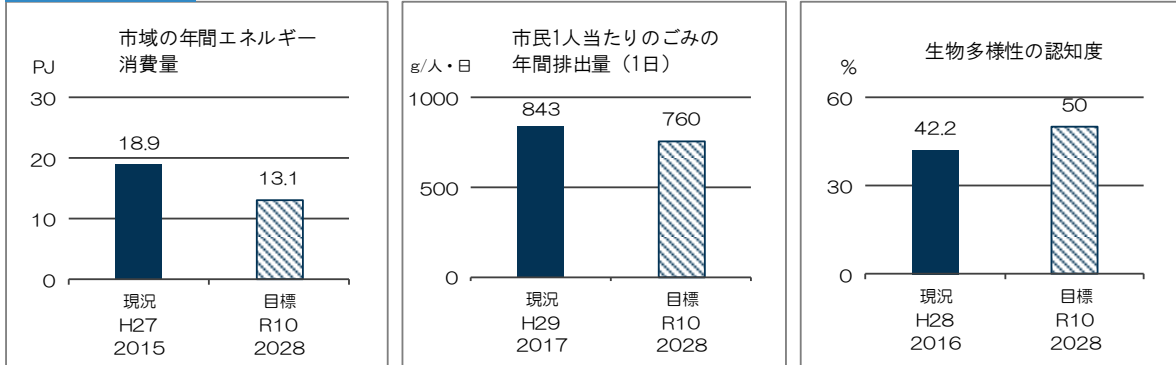
- ① 市民・事業者・市民団体等と協働した取組の推進及び支援（環境政策室・市民自治推進室、地域経済振興室、指導室、まなびの支援課、公園みどり室）
- ② 大学・研究機関と連携した環境に配慮した取組の推進及び啓発活動（環境政策室）
- ③ 近隣市町村との地域循環共生圏構築に寄与する活動の推進（環境政策室、自治体間交流を推進する室課）



分野横断的戦略 2 : 「まもる」

目標 環境価値の保全

達成目標



分野横断的戦略の達成目標	現況値 H30 年度 (2018 年度)	目標値 R10 年度 (2028 年度)	担当室課
市域の年間エネルギー消費量	18.9 PJ H27 年度 (2015 年度)	13.1 PJ	環境政策室
市民 1 人当たりのごみの年間排出量 (1 日)	843 g H29 年度 (2017 年度)	760 g	環境政策室
生物多様性の認知度	42.2 % H28 年度 (2016 年度)	50 %	環境政策室

達成目標を実現するための活動目標	現況値 H30 年度 (2018 年度)	目標値 R10 年度 (2028 年度)	担当室課
市域の太陽光発電設備容量 (累計)	1.8 万 kw H29 年度 (2017 年度)	3.5 万 kw	環境政策室
食品ロス削減等のごみ削減啓発活動数 (累計)	50 回	470 回	環境政策室
生物多様性保全イベント参加者数	2,969 人	3,266 人	環境政策室

目的

地球温暖化に伴う気候変動の影響は、豪雨災害や熱中症被害等、様々な分野で顕在化しており、今後も長期にわたりその影響が拡大するおそれがあります。また、海洋プラスチック問題をはじめとしたごみ問題が国際的に取り上げられており、吹田市としてもごみの削減に取り組む必要があります。

一方、吹田市は、豊かなみどりが生み出す良好な住環境が魅力の一つですが、近年の宅地開発等によりみどりの量は減少傾向にあります。このことは、良好な住環境だけでなく、生物多様性も将来的に失われる可能性があると考えられます。

市民の安全と健康、そして未来の環境を“まもる”ため、エネルギーや資源、自然との共生を大切にするライフスタイルを構築し、将来世代へ良好な環境をつなぎます。

内容

◆ 未来につながる環境を“まもる” 関連分野：【エネルギー】【資源循環】

- ① 再生可能エネルギーの活用・設備の導入 （環境政策室）
- ② 公共施設における率先実行
（節エネルギー、省エネルギー、低炭素エネルギー、省資源）
（環境政策室、施設を所管する室課）
- ③ エネルギー消費量削減に向けた啓発活動及び情報提供 （環境政策室）
- ④ ごみの削減や再利用に向けた啓発活動及び情報提供 （環境政策室、事業課）

◆ 市民にとっての憩いの空間を“まもる” 関連分野：【生活環境】【みどり・自然共生】

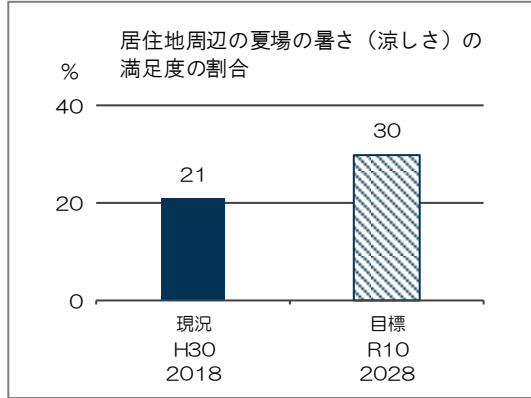
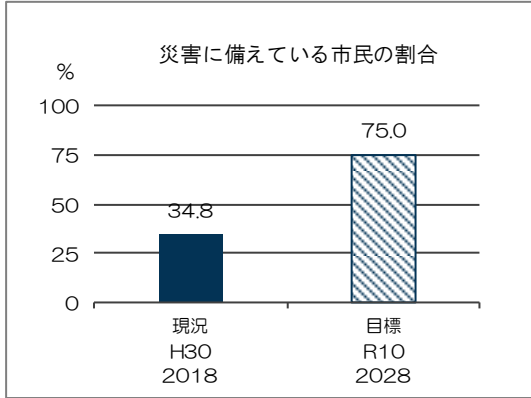
- ① 生物多様性の保全に係る啓発活動 （環境政策室）
- ② 公園・街路樹の整備及び管理、緑化の推進、緑地の保全
（公園みどり室、道路室、環境政策室）
- ③ 水辺空間の保全 （水循環室）
- ④ 特定外来種の防除 （地域環境課、環境政策室）



分野横断的戦略 3 : 「そなえる」

目標 気候変動による影響への適応

達成目標



分野横断的戦略の達成目標	現況値 H30 年度 (2018 年度)	目標値 R10 年度 (2028 年度)	担当室課
災害に備えている市民の割合	34.8 %	75 %	危機管理室
居住地周辺の夏場の暑さ（涼しさ）の満足度の割合	21 %	30 %	環境政策室

達成目標を実現するための活動目標	現況値 H30 年度 (2018 年度)	目標値 R10 年度 (2028 年度)	担当室課
連合自治会単位での自主防災組織の結成率	73.5 %	100 %	危機管理室
雨水排水施設の整備率	54.0 % H29 年度 (2017 年度)	55 %	下水道経営室
透水性舗装面積累計	85,257 m ²	103,257 m ²	道路室 環境政策室

目的

気候変動対策は、温室効果ガスの削減（緩和策）だけでなく気候変動の影響による被害の回避・軽減（適応策）も重要です。平成30年（2018年）12月1日に「気候変動適応法」が施行されたことで適応策が法的に位置付けられ、吹田市としても適応策を推進していく必要があります。

今後想定され得る気候変動の影響に伴う大規模災害や熱中症による健康被害等、さらには都市部特有の課題であるヒートアイランド現象に“そなえる”ため、強靱で持続可能な地域社会の構築に取り組みます。

内容

◆ 気候変動による大規模災害に“そなえる”

関連分野：【エネルギー】【資源循環】【都市環境】

- ① 防災意識の向上への取組推進 (危機管理室)
- ② 節水意識の向上への啓発活動 (水道部総務室)
- ③ 防災拠点への自立・分散型エネルギー設備導入 (危機管理室、環境政策室、施設を所管する室課)
- ④ 大雨時の浸水防止のための整備推進 (水循環室)

◆ ヒートアイランド現象に“そなえる”

関連分野：【エネルギー】【生活環境】【みどり・自然共生】【都市環境】

- ① 建築物・道路・駐車場の高温抑制の推進（高反射性塗装、透水性・保水性・遮熱性舗装等）及びクールスポットの創出 (環境政策室、道路室、地域整備推進室、施設を所管する室課)
- ② 公園・街路樹の整備及び管理、緑化の推進（屋上・壁面緑化、みどりのカーテン等）、緑地の保全 (公園みどり室、道路室、環境政策室)
- ③ 熱中症対策及び啓発活動 (環境政策室)

豪雨による大規模災害や熱中症患者の増加など、気候変動の影響がすでに顕在化しており、今後さらに深刻化することが危惧されています。

このため、これまで取り組んできた温室効果ガスの排出削減対策（緩和策）だけでなく、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策（適応策）を併せて取り組んでいく必要があります。



地球温暖化が進むと



極端な気温

暑い日が増える！

備える

熱中症対策を知る

- (1)暑さを避ける
(行動、住まい、衣服の工夫)
- (2)こまめに水分を補給する
- (3)急に暑くなる日に注意する
- (4)暑さに備えた体を作る
- (5)個人の条件を考慮する
- (6)集団活動の場では
お互いに配慮する



出典：環境省（2014）熱中症環境健康マニュアル

地球温暖化が進むと



降水・極端な降水



破壊的な台風、
発達した低気圧

などが発生！

備える

安全な場所を確認

自分の地域の洪水ハザード
マップなどを確認しておく

吹田市洪水ハザードマップ
(JR以南)



出典：環境省 HP <https://ondankataisaku.env.go.jp/communicator/learning/03.html>（一部変更）

第4章 目標達成に向けた施策の展開

本計画では、吹田市の環境像「みどりと水 光と風 楽しく共生し未来につなげる 環境先進都市すいた」の実現に向け、5つの基本目標（「エネルギー」、「資源循環」、「生活環境」、「みどり・自然共生」、「都市環境」）を具体化していくための施策と取組を定めます。

第1節 エネルギー

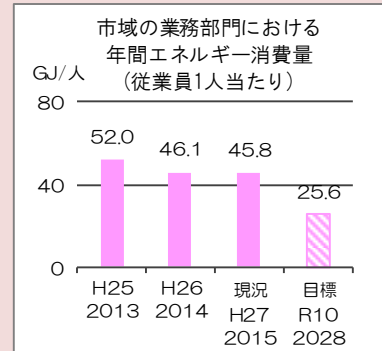
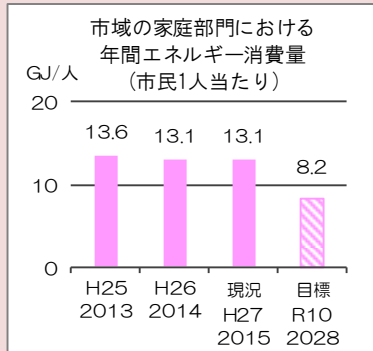
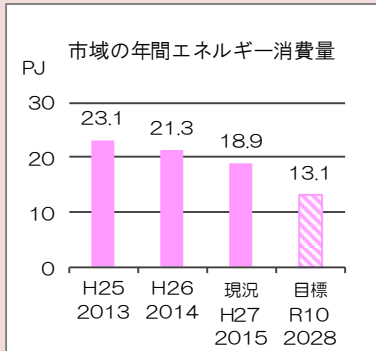
関連する SDGs の目標



限りあるエネルギーを大切に使う低炭素社会への転換

1 代表指標 目標達成状況を示す指標

- 市域の年間エネルギー消費量：13.1 PJ
- 市域の家庭部門における年間エネルギー消費量(市民1人当たり)：8.2 GJ
- 市域の業務部門における年間エネルギー消費量(従業員1人当たり)：25.6 GJ



2 指標

環境指標 (◎は代表指標)	現況値 H29 年度 (2017 年度)	目標値 (前計画) R2 年度 (2020 年度)	目標値 R10 年度 (2028 年度)	担当室課
◎市域の年間エネルギー消費量	18.9 PJ (2015 年度)	15.9 PJ	13.1 PJ ※1 ※2	環境政策室
◎市域の家庭部門における年間エネルギー消費量(市民1人当たり)	13.1 GJ (2015 年度)	8.6 GJ	8.2 GJ ※1	環境政策室
◎市域の業務部門における年間エネルギー消費量(従業員1人当たり)	45.8 GJ (2015 年度)	30.2 GJ	25.6 GJ ※1	環境政策室
市域の年間温室効果ガス排出量	1,873 千 t-CO ₂ (2015 年度)	1,315 千 t-CO ₂	1,092 ※1 千 t-CO ₂	環境政策室
市民1人当たりの年間温室効果ガス排出量	5.12 t-CO ₂ (2015 年度)	3.89 t-CO ₂	2.89 ※1 t-CO ₂	環境政策室
公共施設における再生可能エネルギー導入件数	75 件 44 施設	↗	↗	環境政策室
吹田市役所の事務事業に伴う年間温室効果ガス排出量※3	34 千 t-CO ₂ (2015 年度)		24 千 t-CO ₂ ※4	環境政策室
市域の太陽光発電システム導入件数(累計)	3,195 件	4,000 件	6,000 件	環境政策室
市域の太陽光発電システム設備容量(累計)	1.8 万 kw	2.2 万 kw	3.5 万 kw ※2	環境政策室

※1 平成 25 年度 (2013 年度) 比 43.3%削減

※2 吹田市第 4 次総合計画に基づく

※3 エネルギー起源のみを対象とする

※4 平成 25 年度 (2013 年度) 比 35.0%削減 (吹田市役所エコオフィスプランに基づき算出)

代表指標には「吹田市地球温暖化対策新実行計画」の考えに基づき、市民や事業者の取組を適正に反映できるよう「エネルギー消費量」を採用しています。

3 施策の柱と具体的施策

施策の柱	施策	担当室課
ライフスタイルや事業活動の転換促進	市民・事業者との連携・協働により日常生活や事業活動における地球環境に配慮した行動の普及促進	環境政策室
	低公害車・低燃費車の導入及び普及促進	環境政策室
	環境に配慮した事業活動への転換に向けた環境マネジメントシステムの導入促進	地域経済振興室 環境政策室
	★計画書制度の導入などの事業者に向けた事業活動転換の促進	環境政策室
	エネルギー多量消費事業者等とのネットワークを活用した事業活動転換の促進	環境政策室
	グリーン調達、グリーン購入の推進及び普及促進	契約検査室 環境政策室
	市独自の環境マネジメントに基づく率先した節エネルギーの推進	環境政策室
省エネルギー機器等の導入促進	市民・事業者との連携・協働による省エネルギー機器等の導入促進	環境政策室
	家庭及び事業所における省エネルギー機器等の改修及び導入に係る情報提供及び啓発の推進	地域経済振興室 環境政策室
	★家電買い替え支援による省エネルギー機器導入策の検討・推進	環境政策室
	公共施設における省エネルギー機器等の導入推進	環境政策室 施設を所管する室課
再生可能エネルギーの導入拡大	再生可能エネルギーの利活用に関する啓発活動や情報提供の推進	環境政策室
	市民・事業者との連携・協働による太陽光発電・太陽熱利用の普及促進	環境政策室
	家庭・事業者における再生可能エネルギー利活用を拡大するための新たな設備導入の促進策の検討	環境政策室 下水道経営室
	公共施設における再生可能エネルギー利用設備の導入推進	環境政策室 下水道経営室 水循環室 水再生室 水道部浄水室 施設を所管する室課
	★RE100に向けた再生可能エネルギー比率の高い電力調達の推進	環境政策室 施設を所管する室課
	★公共施設における大規模災害時の自立・分散型エネルギー確保に向けた、再生可能エネルギーと蓄電池を組み合わせた電源設備の導入推進	環境政策室 危機管理室 施設を所管する室課

※★は第2次環境基本計画からの追加施策

4 現状（成果）と課題

本市では、これまで「エネルギーを適正に利用できる低炭素社会への転換」を基本理念とした「吹田市地球温暖化対策新実行計画」を策定・改訂するなど、市域のエネルギー消費量や温室効果ガス排出量の削減に取り組んできました。

(1) 前計画における目標達成状況

本市のエネルギー消費量・温室効果ガス排出量については、家庭・業務部門における取組の強化なしには目標達成が極めて厳しい状況にあります。目標達成に向けては、家庭でのライフスタイルや事業活動でのビジネススタイルの転換を強化する必要があります。また、太陽光発電システムの導入件数は目標未達成ですが、着実に増加しており、引き続き再生可能エネルギーの積極的な導入、省エネルギー機器等への更新・導入を推進する必要があります。

(2) 市民・事業者の意識調査結果

市民のエコ設備（※）の利用状況は、LED 照明を利用している市民が多くみられますが、それ以外のエコ設備は初期費用がネックとなり、利用する市民は少ない状況です。

事業者の温室効果ガスの削減に向けた取組として、削減目標の設定が進んでいない状況であり、事業運営を 100%再生可能エネルギーで調達することを目標に掲げる「RE100」についても認識が低いことが課題となっています。

※エコ設備：エネルギー消費の抑制や資源の有効活用をするための設備

市民の意識調査結果（回答数：732）

事業者の意識調査結果（回答数：162）

エコ設備利用状況 TOP3

第1位	LED照明	・・・72%
第2位	高効率給湯器	・・・25%
第3位	断熱窓	・・・22%

温室効果ガス削減目標・計画の策定状況

▶策定している事業者の割合・・・25%

RE100の認知度

▶知っている事業者の割合・・・4%

(3) エネルギー分野における社会状況

パリ協定では、気候変動によるリスクを抑制するために、世界の気温の変化を 2℃以内にとどめ、1.5℃以内に抑える努力を追求するとしている中、IPCC 特別報告書では、“現状のままでは令和 12 年（2030 年）から令和 34 年（2052 年）の間に 1.5℃に達する可能性が高い”と報告されています。

国も「地球温暖化対策計画」を平成 28 年（2016 年）に策定し、温室効果ガスの削減目標を令和 12 年（2030 年）までに 26%減、令和 32 年（2050 年）までに 80%減としています。

このように地球温暖化の進行を抑制するために、エネルギー消費量・温室効果ガス排出量を抑制することは急務となっており、加速度的に取組を進める必要があります。

5 施策の方向性

地球温暖化が進む中で、本市の課題となっているエネルギー消費量や温室効果ガス排出量の削減に対する取組をより一層進め、市民及び事業者のライフスタイルや事業活動の転換につながる施策を推進します。

6 これまでの特徴的な取組

(1) 吹田市地球温暖化対策新実行計画(すいたんのCO₂大作戦)の改訂

地球全体の環境に深刻な影響を及ぼす地球温暖化を防止するため、本市では平成23年(2011年)3月に、市域の地球温暖化対策の目標と施策を定める「吹田市地球温暖化対策新実行計画 すいたんのCO₂大作戦」を平成28年(2016年)3月に策定しました。

地球温暖化に関わる社会情勢の変化を踏まえるとともに、上位計画である「吹田市第2次環境基本計画(改訂版)」(平成26年(2014年)3月策定)と一体となって、より効果的に取組を推進していくための見直しを行いました。



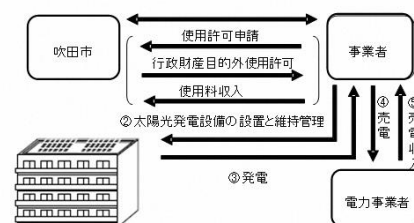
(2) 再生可能エネルギー比率の高い電力の調達

本市は、平成29年(2017年)に「吹田市電力の調達に係る環境配慮方針」を策定し、電力の調達契約の競争入札を実施する場合に、再生可能エネルギー比率の高い電気を供給する等、環境に配慮した小売電気事業者から電力の調達を行っています。この取組で本市は、平成30年(2018年)にグリーン購入ネットワーク(GPN)主催の「第19回グリーン購入大賞」行政・民間団体部門において大賞を受賞しました。

(3) 市有施設の屋根貸しによる太陽光発電システム設置促進事業

再生可能エネルギーの導入推進の一環として、太陽光発電システムを設置する事業者、市が所有する施設の屋根を貸し出し、事業者から施設の使用料等を得る太陽光発電システム設置促進事業を平成28年(2016年)から行っています。

事業者は、吹田市と協定書を締結して、市有施設の屋根等に係る行政財産目的外使用許可を受けた後、使用料を支払うことで、市有施設の屋根等を借り受けることができます。平成29年(2017年)は、市内3か所(4施設)で発電を行っており、CO₂の削減に貢献しています。



(4) 大学と研究機関による省エネルギーワーキンググループ

業務部門の省エネルギー・省CO₂を推進するため、市内の6つの大学・研究機関(大阪大学・関西大学・大阪学院大学・千里金蘭大学・大和大学・国立民族学博物館)と市は、地域連携による情報交換の場を、平成23年(2011年)10月に設置しました。

各団体が取り組む省エネルギー方策に係る情報や取組結果を報告や現地見学を通して情報を共有し、一層の省エネルギーの促進を図っています。

第2節 資源循環

関連する SDGs の目標

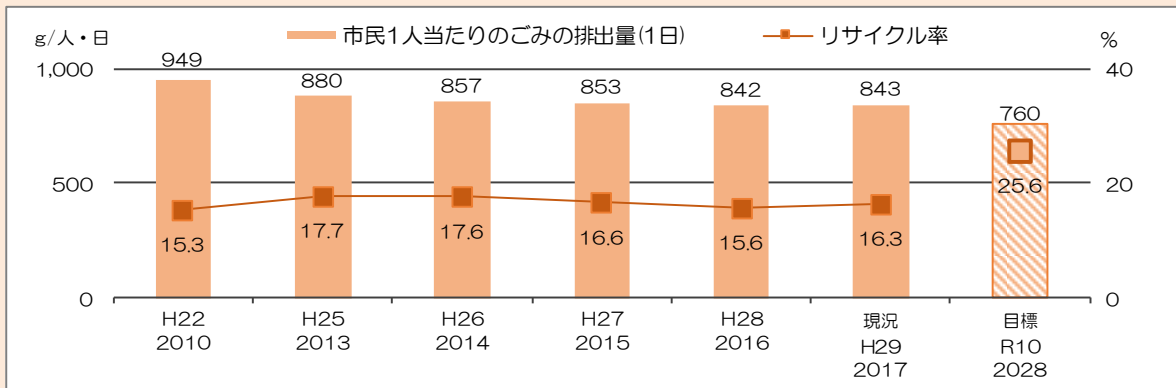


資源を大切に作る社会システムの形成

1 代表指標 目標達成状況を示す指標

■ 市民 1 人当たりの 1 日のごみ排出量：760 g

■ リサイクル率：25.6%



2 指標

環境指標(◎は代表指標)	現況値 H29 年度 (2017 年度)	目標値 (前計画) R2 年度 (2020 年度)	目標値 R10 年度 (2028 年度)	担当室課
◎市民 1 人当たりごみ排出量(1 日)	843 g	788 g	760 g ※1 ※2	環境政策室
◎リサイクル率	16.3 %	24.0 %	25.6%	環境政策室
ごみの発生抑制・排出抑制やリサイクルなどごみ減量の取組に満足している市民の割合	25.1 %		40 %※2	環境政策室
ごみの年間焼却処理量 ※3	99,596 t	89,188 t	84,390 t	環境政策室
ごみの年間排出量 ※4 家庭系ごみ	78,289 t	78,883 t	76,995 t	環境政策室
ごみの年間排出量 ※4 事業系ごみ	35,698 t	29,854 t	27,646 t	環境政策室
マイバッグ持参率 ※5	44.1 %	60 %	80 %※2	環境政策室

※1 平成 22 年度 (2010 年度) 比 20%削減 ※2 吹田市第 4 次総合計画に基づく

※3 ごみの年間焼却処理量：資源循環エネルギーセンター（ごみ焼却場）で焼却処理される量

※4 ごみの年間排出量：【家庭系ごみ量（市収集分+集団回収量）】+【事業系ごみ量】

※5 吹田市におけるマイバッグ等の持参促進及びレジ袋削減に関する協定を結んだ店舗で、レジ袋をもらわなかった客の割合

3 施策の柱と具体的施策

施策の柱	施策	担当室課
ごみの発生抑制を優先する社会への転換	★食品ロスの削減やプラスチックごみを含むごみの減量・再資源化に関する啓発活動や情報提供の充実化	環境政策室
	市民団体や事業者との連携・協働による学校や地域の環境教育・環境学習の充実化	環境政策室 指導室
	環境マネジメントシステムの普及や事業者向け啓発活動・情報提供活動の充実化	環境政策室 事業課
	★「北摂地域におけるマイバッグ等の持参促進及びレジ袋削減に関する協定」に基づくレジ袋削減に向けた PR 活動の実施	環境政策室
多くの市民が参加しやすいリサイクルシステムの構築	12 種分別の徹底、ごみの減量や再資源化を市民全体に浸透させるための仕組みづくりの推進	環境政策室 事業課 破砕選別工場
	資源ごみ分別収集やペットボトル・廃食用油などの拠点回収等の拡大など、リサイクル手段の拡充の推進	環境政策室 事業課 破砕選別工場
	再生資源集団回収など、地域リサイクル活動の活性化	環境政策室 事業課
	再生品の使用拡大及び再生資源事業者との連携によるリサイクルシステムの安定化	環境政策室 破砕選別工場
	★フードドライブの推進及びフードバンクとの連携	環境政策室
排出者責任の確立と事業系ごみの減量促進	廃棄物管理責任者等を通じた排出管理指導の強化及び事業者全体に排出者責任の意識の浸透	環境政策室 事業課
	事業系ごみに関する情報提供の充実、多量排出占有者等への指導強化等によるリサイクルの促進	環境政策室 事業課
	燃焼ごみ以外の搬入禁止の周知徹底及び、古紙等資源回収ボックスの利用促進	資源循環エネルギーセンター
	除草ごみ、剪定枝の腐葉土化や堆肥化、下水汚泥の肥料化や建設資材化など、市によるごみ減量行動の率先実行	環境政策室 道路室 公園みどり室 水再生室
持続可能な低炭素社会実現に寄与する収集体制や処理システムの構築	リサイクルや適正処理等の推進に適した分別収集体制の確立	事業課
	施設の適切な維持管理と計画的な整備など、持続可能な低炭素社会実現に寄与する処理システムの構築	資源循環エネルギーセンター 破砕選別工場
	ごみ減量の推進による最終処分量の削減	資源循環エネルギーセンター 破砕選別工場
水資源の有効利用と健全な水循環の推進	雨水の有効利用の推進	環境政策室
	下水の高度処理水などの再利用の推進	水再生室
	節水型社会の形成に向けた意識啓発の推進	水道部総務室

※★は第 2 次環境基本計画からの追加施策

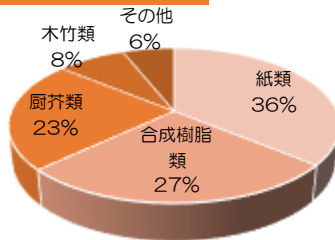
4 現状（成果）と課題

本市は、これまで12種分別による資源化・適正処理の浸透や、集団回収等の市民の自主的な資源化活動の促進により、ごみ減量・資源化を推進してきました。

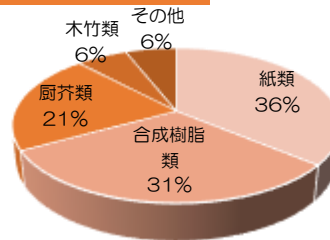
(1) 前計画における目標達成状況

市民1人当たりのごみの排出量は、ごみ減量・再資源化を推進する様々な取組の結果、平成26年（2014年）以降、目標を達成している状況を維持していますが、「市民1人当たりのごみの排出量」、「リサイクル率」、「ごみ年間焼却処理量及び事業系ごみの年間排出量」は、目標の達成が難しい状況となっています。目標達成のためには、燃焼ごみの8割以上の割合を占める紙類・合成樹脂類（プラスチック）・厨芥類（生ごみ）の排出抑制およびリサイクルの推進が課題となっています。また、再生資源集団回収の活性化や溶融スラグの資源化促進、事業系ごみの削減のため、多量排出を行う事業者への指導・啓発が必要です。

家庭系ごみ（3地区平均）



事業系ごみ（5地区平均）



可燃ごみの構成割合

資源循環エネルギーセンター
平成29年度(2017年度)
ごみ質調査結果円グラフ

(2) 市民・事業者の意識調査結果

ごみ問題における市民が考える将来世代（※）として必要な施策は、容器包装の削減、ものを大切に使う、産業育成、環境教育を挙げており、ごみ問題については、そもそもごみを発生させないような仕組みづくり・人づくりが必要であると考えられます。

また、資源分別等に取り組んでいる事業者は多くみられますが、廃棄物ゼロに取り組む事業者は少なく、ごみ排出量削減に向けては事業者の意識向上が課題となっています。

※市民が考える将来世代：2050-2060年ごろの将来に生きる世代を考慮、またはその利益・声を代弁

市民の意識調査結果（回答数：732）

重要なごみ問題 TOP3

- 第1位 容器包装の削減・・・135人
- 第2位 食品ロスの削減・・・127人
- 第3位 ものを大切に使う・・・96人

事業者の意識調査結果（回答数：162）

廃棄物削減・リサイクルの取組状況

- ≫資源の分別・リサイクル・・・86%
- ≫廃棄物ゼロに向けた取組・・・22%

(3) 資源循環分野における社会状況

地球規模では、途上国の経済成長や都市部人口の増加により、廃棄物量が増加傾向にあります。特に近年、海洋ごみへの関心が高まっており、海洋ごみとなるプラスチックについては、その有効利用される割合が14%と世界的に低く、世界各国で取組が進められており、使い捨てプラスチック対策への取組やマイクロビーズの規制が実施されています。

我が国ではプラスチックの有効利用割合が85.8%と一定の水準に達していますが、「プラスチック資源循環戦略」策定に向けた取組が進められているところであり、プラスチックごみについて3R（リデュース、リユース、リサイクル）の一層の推進が必要となります。

5 施策の方向性

大量生産・大量消費・大量廃棄による環境への様々な問題を解決するために、市民1人ひとりの生活のあり方や事業活動を見直し、環境に配慮した行動へ誘導するための施策を推進します。

6 これまでの特徴的な取組

(1) 北摂地域におけるマイバッグ等の持参促進及びレジ袋削減に関する協定の締結

北摂地区7市3町（豊中市、池田市、吹田市、高槻市、茨木市、箕面市、摂津市、島本町、豊能町、能勢町）は北摂地区に店舗がある9事業者と、ごみと二酸化炭素を排出抑制するため、平成30年（2018年）2月にレジ袋無料配布中止を趣旨とする「北摂地域におけるマイバッグ等の持参促進及びレジ袋削減に関する協定」を締結しました。

協定では、「マイバッグ持参率80%」を統一目標として掲げ、レジ袋無料配布中止や、事業者と自治体が連携し、レジ袋削減に向けたPR活動などを行うことを定めています。

(2) 家庭用食用油の回収

燃焼ごみの減量及び資源の有効利用を図ることを目的として、一般家庭から排出される廃食用油を回収・リサイクルしています。回収拠点は、本庁舎・出張所等をはじめとする14か所に設置しており、循環型社会の推進のために一層の拡大を図ります。

(3) 再生資源集団回収の推進

ごみ排出量の削減と効率的な再資源化の促進、市民のごみ問題に関する意識の向上を図るため、古紙や古布等の再生資源の集団回収活動を推進しています。市内の自治会・子供会等の集団回収活動に対し、再生資源集団回収実施届出団体には回収量1kgにつき7円の報償金を交付しています。回収量は新聞等の発行部数と比例して減少しています。また、実施団体数は横ばい、参加世帯数は減少傾向にあるため、さらなる啓発活動に努めます。

品目	H25(2013)年度	H26(2014)年度	H27(2015)年度	H28(2016)年度	H29(2017)年度
実施団体数(団体)	460	461	460	463	455
参加世帯数(世帯)	79,474	79,246	75,248	74,413	72,920
回収量(t)	10,106	9,713	9,360	8,877	8,357

(4) 事業所への指導・啓発

毎月2トン以上一般廃棄物を排出する事業所を「多量排出占有者」とし、①減量計画書の策定及び市長への届出、②廃棄物管理責任者の選任及び市長への届出を求めて、事業系一般廃棄物排出量の大きな割合を占めている多量排出占有者のごみの減量、排出の抑制等を指導しています。

また、焼却工場に搬入される事業系ごみの検査及び適正搬入の指導強化に取り組み、資源化物の適正処理及び搬入不適物の排除に努めています。

さらに、「事業系ごみ減量マニュアル」やちらしを用いた、事業系ごみ減量・資源化の啓発に努めています。

第3節 生活環境

関連する SDGs の目標

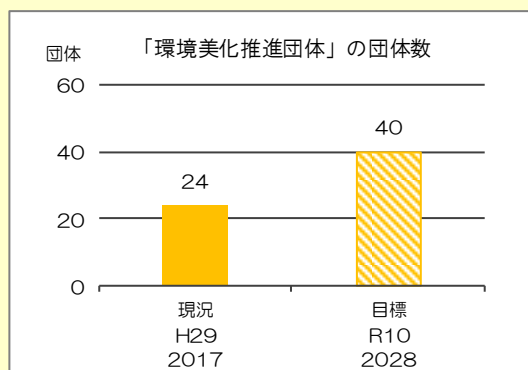
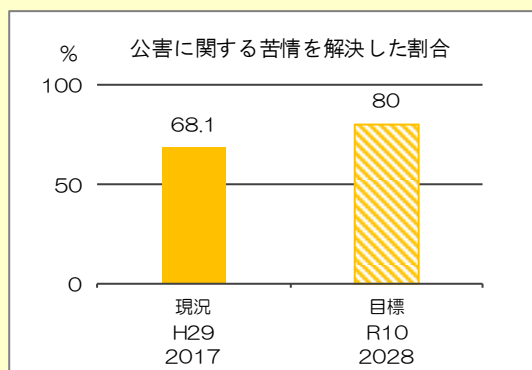


健康で快適な暮らしを支える環境の保全

1 代表指標 目標達成状況を示す指標

■公害に関する苦情を解決した割合：80%

■「環境美化推進団体」の団体数：40 団体



2 指標

環境指標 (◎は代表指標)	現況値 H29 年度 (2017 年度)	目標値 (前計画) R2 年度 (2020 年度)	目標値 R10 年度 (2028 年度)	担当室課
◎公害に関する苦情を解決した割合	68.1 %		80 %※1	環境保全課
◎「環境美化推進団体※2」の団体数	24 団体		40 団体※1	地域環境課
快適な生活環境の確保に満足している市民の割合	26.6 % H26 年度 (2014 年度)		40 %※1	環境政策室
環境目標値※3 達成率 (①二酸化窒素、②一般環境騒音、③河川 BOD)	① 100 % ② 90 % ③ 95.8 %	100 %	100 %	環境保全課
下水処理水の高度処理普及率	64.0 %	65 %	100 %	下水道経営室
環境美化推進重点地区 ※4 数	7 地区	15 地区	15 地区	地域環境課
熱帯夜日数 ※5 (5 年移動平均値)	32 日	35 日以下	29 日以下	環境政策室
雨水浸透箇所 ※6 数累計	291 箇所	373 箇所	452 箇所	水循環室
透水性舗装 ※7 面積累計	85,257 m ² H30 年度 (2018 年度)	59,500 m ²	103,257 m ²	道路室 環境政策室

※1 吹田市第4次総合計画に基づく

※2 環境美化推進団体：ポイ捨て禁止等の啓発を実施し、市内の環境美化の推進を図る団体

※3 環境目標値：生活環境の保全を目的とした大気や水質などに関する汚染物質の濃度などの目標値

※4 環境美化推進重点地区：ポイ捨てや違法な屋外広告物の対策が特に必要な地域

※5 熱帯夜日数：最低気温が25℃以上の日数

※6 雨水浸透箇所：住宅地などに降った雨水が地面に浸透する場所。一般的なアスファルトやコンクリートは雨水が浸透しないため、地下水の供給や速やかな排水による水害の軽減等を目的として設けられる。

※7 透水性舗装：植生・地中生態の改善や地下水涵養等のため、雨水を積極的に地中に浸透させることを目的とした舗装

3 施策の柱と具体的施策

施策の柱	施策	担当室課
環境汚染防止対策の推進	典型7公害(大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭)をはじめ、環境汚染の監視体制の充実化による環境汚染の防止	環境保全課
	日常生活における公害や環境汚染の防止についての啓発	環境保全課
	下水道の高度処理化や合流式下水道の改善を進めるなどの水環境の保全	水再生室
	遺伝子組換え実験等や病原体等及び放射性同位元素の取扱による環境影響の未然防止	環境保全課
環境美化の推進	緑あふれる未来サポーター事業を活用するなど、地域での自主的な道路や公園の美化活動の支援	道路室 公園みどり室
	環境美化推進重点地区の指定の推進	地域環境課
	市民・事業者と協力した公共空間の環境美化の推進	地域環境課
	★水辺空間の保全	水循環室
ヒートアイランド対策の推進	打ち水やみどりのカーテンなど、身近に取り組めるヒートアイランド現象緩和の啓発活動の推進	環境政策室
	雨水浸透の整備による地下水の涵養の推進	水循環室
	緑化、アスファルト対策などの蓄熱への対策、節エネルギー、省エネルギーの推進等による人工排熱への対策の推進	道路室 計画調整室 公園みどり室 環境政策室 施設を所管する室課
	熱環境マップなどを活用した、まちづくりにおけるヒートアイランド現象の緩和	環境政策室 都市計画室
日照障害・電波障害対策	中高層建築物の日照障害等の指導要領に基づき、日照障害・電波障害の未然防止	地域環境課

※★は第2次環境基本計画からの追加施策

4 現状（成果）と課題

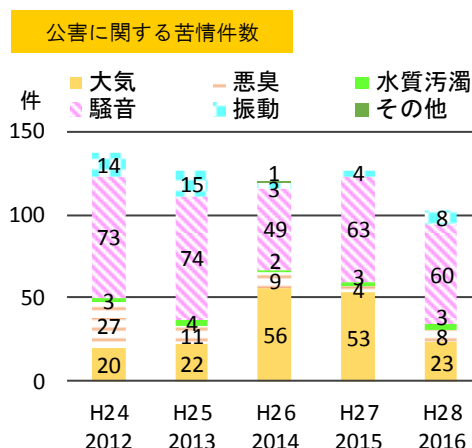
本市は、これまで「健康で安全な生活環境の保全」を目標に、大気環境や水環境、地盤環境の保全、騒音・振動の防止、有害化学物質等による環境汚染の未然防止といった環境汚染防止対策の推進や地域との協働による環境美化の推進に取り組んできました。また、ヒートアイランド対策を重点プロジェクトに位置付け、市が率先して対策に取り組むとともに、開発事業者に対策の実施を指導してきました。

(1) 前計画における目標達成状況

環境汚染防止対策については、監視体制の充実や市民、事業者への啓発活動の推進により、着実に施策や取組が進んでいます。一方で、毎年苦情が多い事業活動等による騒音が課題となっています。

環境美化の推進については、環境美化の啓発や違法簡易広告物の撤去等の環境美化活動を市民、事業者と連携して実施しており、一定の成果が得られています。今後も公共空間の美化、住環境の向上に向けて、市民、事業者との連携・協働による取組を継続・強化する必要があります。

ヒートアイランド対策は、環境まちづくりガイドライン【開発・建築版】を活用した対策の促進やみどりのカーテン講座といった市民が身近に実践できる取組についての啓発を進めてきました。「熱帯夜日数」は目標値を達成している状況ですが、気候変動に伴う熱中症患者の増加傾向を踏まえると、夏場の省エネ推進、建築物・道路・駐車場の蓄熱抑制化など、より一層、取組を進める必要があります。



(2) 市民の意識調査結果

環境に対する満足度調査より、多くの市民が「水（河川・池等）のきれいさ」「居住地周辺の夏場の暑さ（涼しさ）」について環境に対する重要度が高いと回答しているにも関わらず、満足度については低く、水辺空間の保全やヒートアイランド対策に課題があります。

(3) 生活環境分野における社会状況

昨今の気候変動に伴う熱中症患者の増加傾向を鑑みると、都市部特有の問題であるヒートアイランド現象の対策は引き続き取り組むべき課題です。

国が定める「第五次環境基本計画」では、近年の暑熱環境の状況や今後の見通しを踏まえ、人工排熱の低減、地表面被覆の改善等の人の健康への影響等を軽減する適応策の推進を柱とするヒートアイランド対策の推進が必要であるとしています。

5 施策の方向性

市民の日常生活や事業活動による騒音などの問題解決、多種多様な化学物質やヒートアイランド現象への対策等、健康で安全な生活環境を保全するための取組を推進します。

6 これまでの特徴的な取組

(1) 熱中症予防

「すいすいくんまつり」や「すいた祭り」でアジェンダ21すいたの団体会員であるNPO法人すいた環境学習協会、水道部、都市魅力部とも連携し、ヒートアイランド対策及び熱中症予防のため、竹の水鉄砲づくりでブース出展し、啓発活動を実施しました。さらに、JR吹田駅前まちづくり協議会や熱中症予防プロジェクトと協力し、「すいた涼しい商店街プロジェクト」と題し、すだれルーバーやドライミストを活用し涼しい商店街をアピールしました。これらの取組が、お祭りならではの楽しいアイデアで啓発した点が評価され、環境省が主催する「ひと涼みアワード2017」で、声かけ賞（子ども・家庭部門）の最優秀賞を受賞しました。



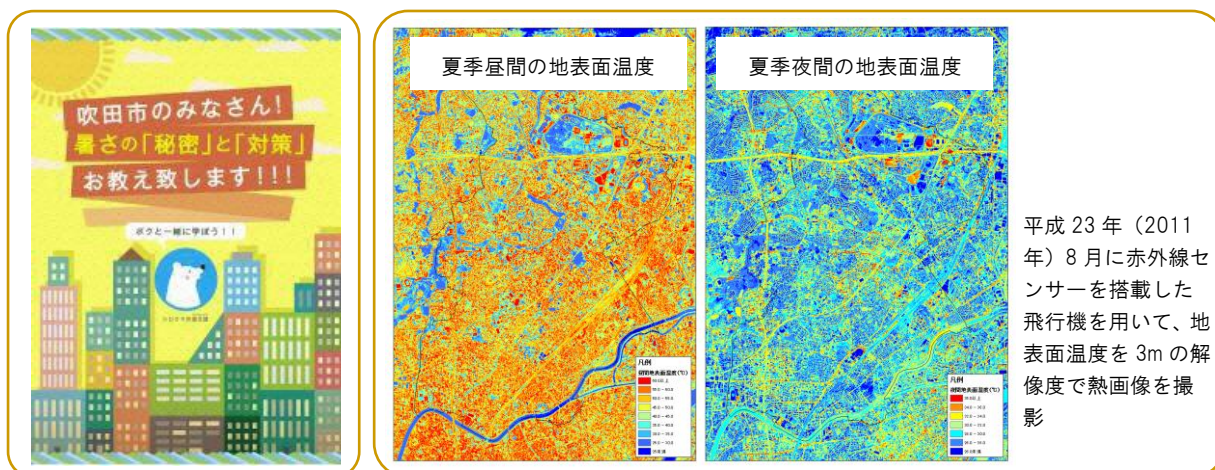
(2) ヒートアイランド対策

【みどりのカーテン】

アジェンダ21すいたでは、「みどりのカーテン講座」を開催し、参加者にゴーヤの苗やフウセンカズラの種子を配布して、その育て方を説明するなどの取組を進めています。また、市内の小中学校でもみどりのカーテンづくりに取り組んでいます。

【パンフレットを用いた大規模建築物・駐車場所所有者への啓発】

開発・建築事業に対して効果的なヒートアイランド対策を誘導するため、具体的な緩和策と適応策を示したパンフレットを作成し、環境まちづくりを推進しています。



(3) 「吹田市環境美化に関する条例」の制定・改正

市民・事業者・行政が連携して、環境美化をより推進していくため、「吹田市環境美化に関する条例」を定めています。

主な内容は、道路等でのポイ捨て禁止、犬のふんの放置禁止、歩行喫煙の禁止などです。また、環境美化推進重点地区及び路上喫煙禁止地区でのポイ捨てを行った者や喫煙を行った者で、市の指導・勧告に従わない違反者に対し、過料徴収を規定しています。

第4節 みどり・自然共生

関連する SDGs の目標



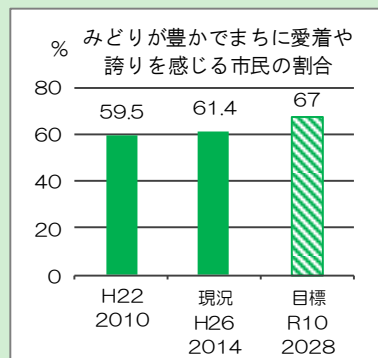
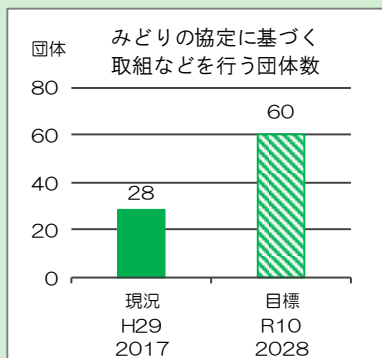
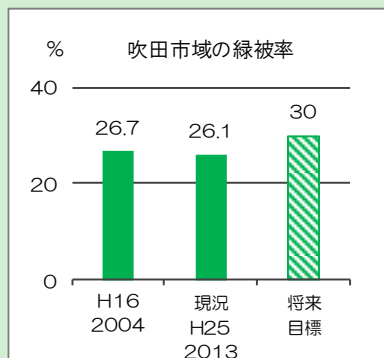
自然の恵みが実感できるみどり豊かな社会の形成

1 代表指標 目標達成状況を示す指標

■吹田市域の緑被率：30 %

■みどりの協定に基づく取組などを行う団体数：60 団体

■みどりが豊かでまちに愛着や誇りを感じる市民の割合：67 %



2 指標

環境指標(◎は代表指標)	現況値 H29 年度 (2017 年度)	目標値 (前計画) R2 年度 (2020 年度)	目標値 R10 年度 (2028 年度)	担当室課
◎吹田市域の緑被率 ※1	26.1 % H25 年度 (2013 年度)	30 % (将来目標)	30 % ※2 (将来目標)	公園みどり室
◎「みどりの協定 ※4」に基づく取組などを行う団体数	28 団体		60 団体 ※3	公園みどり室
◎みどりが豊かでまちに愛着や誇りを感じる市民の割合	61.4 % H26 年度 (2014 年度)		67 % ※3	公園みどり室
市域面積に対する緑地面積 ※5の割合	15.4 % H26 年度 (2014 年度)	20 % (将来目標)	20 % ※2 (将来目標)	公園みどり室
市民 1 人当たりに対する都市公園面積	8.7 %	10.0 m ² /人 (将来目標)	10.0 m ² /人 ※2 (将来目標)	公園みどり室
緑あふれる未来サポーター制度(公園)の登録団体数	91 団体	75 団体	120 団体	公園みどり室
公園などの面積	358 ha		361.6 ha ※3	公園みどり室
希少種の保全数(ヒメボタル、コバノミツバツツジ、ヤマサギソウ、イヌセンブリ)	4 種		4 種 ※2	公園みどり室

※前計画の指標である「緑化路線延長」は、整備完了のため次期計画では指標として設定しない

※1 緑被率：ある一定の区域面積に対する緑被地(樹木や草花などの植物で覆われた土地)面積の割合。

※2 吹田市第2次みどりの基本計画に基づく

※3 吹田市第4次総合計画に基づく

※4 みどりの協定：市民及び事業者の花のまちづくりを支援する制度。市と協定を結ぶことで、花苗やプランターの支給を受けることができる。

※5 緑地面積：公共的に担保された樹林地、草地、農耕地、水辺地、公園緑地等の占める面積

3 施策の柱と具体的施策

施策の柱	施策	担当室課
自然環境の保全	★動植物の生息・生育分布状況等の把握	環境政策室
	★自然環境への啓発活動	環境政策室
	★特定外来生物の防除活動	地域環境課 環境政策室
	★生物多様性保全への効果的なイベントの実施	環境政策室
	★自然体験・学習等の活動の推進	自治体間交流を推進する室課 環境教育を推進する室課 環境政策室
自然資源の持続的な利用	★公共建築物等への地域材の利用推進	環境政策室 施設を所管する室課
	★木育の推進	環境政策室 保育・教育を所管する室課
	★地産地消（※1）の取組推進	地域経済振興室
みどりを継承する	住宅地のみどりの保全	公園みどり室 （吹田市第2次みどりの基本計画（改訂版）にて進行管理）
	丘陵・斜面のみどりの保全	
	農地とため池の保全	
	公園・緑地の適切な維持管理	
	大学のみどりの保全	
	道路のみどりの適切な維持管理	
	河川と水路の適切な維持管理	
みどりを生み出す	商業地・業務地の緑化	
	住宅地の緑化	
	公共施設の緑化	
	身近な公園・緑地の新規整備	
	★まちづくりに併せたみどりの拠点の創出	
	大規模な公園・緑地の未開設区域の整備	
みどりを活かす	拠点や骨格となるみどりの保全	
	★ネットワーク軸となるみどりの形成	
	★在来生物の生息・生育環境の保全	
	公園・緑地の再整備	
	★公園の運営管理	
	みどりのまちづくり意識の普及・啓発	
	みどりが持つ多様な効果の活用	
市民参画・協働により、みどりのまちづくりを進める	花とみどりの情報センターの充実	
	★みどりの人材育成	
	市民参画・協働によるみどりのまちづくり推進組織の設立	
	みどりの助成制度の見直し	
	★市民参画・協働によるみどりのまちづくりの推進	
	みどりの調査と研究	
	「緑化推進基金」の有効活用	

※★は第2次環境基本計画からの追加施策

※1 本計画における地産地消とは、市域内及び北摂地域（6市3町）の資源を市域で消費することを指す。

4 現状（成果）と課題

本市は、「第2次みどりの基本計画（改訂版）」に基づくみどりのまちづくりに取り組むとともに、自然環境調査や生物多様性の啓発に取り組んできました。

（1） 前計画における目標達成状況

吹田市第2次みどりの基本計画に基づき、取組を着実に進めており、緑あふれる未来サポーター制度（公園）及び緑化路線延長累計については目標を達成しています。一方で、市域全体におけるみどりの面積は平成5年（1993年）から平成26年（2014年）にかけて、宅地開発等に伴い減少するとともに、外来種の分布拡大が見られ、生物多様性の状態の悪化が懸念されています。

このため、引続きみどりの保全と創出に取り組みつつ、健康や子育てなどにみどりを活用するなど、市民に親しまれるまちづくりとしての取組や、市民との協働による多様な生物の生息・生育環境としてみどりを保全する取組が課題となっています。

また、生物多様性の保全と持続可能な利用は、気候変動と並ぶ地球規模の課題として、年々深刻になっています。本市は食料、大気、水など自然資源のほとんどを市外の生態系に依存して成り立っています。今後もこれら生態系サービスを持続可能なかたちで利用し続けるためには、地球環境を意識した選択と行動が必要です。

（2） 市民・事業者の意識調査結果

市民にとっての大切な環境として挙げられたものの多くは、万博記念公園や千里南公園といった自然豊かな空間でした。今後、このような空間の保全・創出が課題です。

また、事業者への意識調査の結果、事業活動を生物多様性と結びつけて取り組んでいる事業者は少なく、生物多様性の向上のためには事業者への啓発活動が必要です。

市民の意識調査結果（回答数：732）

事業者の意識調査結果（回答数：162）

＊市内の大切な環境 TOP3＊

第1位 万博記念公園・・・269人

第2位 千里南公園・・・92人

第3位 江坂公園・・・47人

※複数回答あり

＊生物多様性の取組状況＊

≫敷地の緑化といった生態系保全・・・28%

≫事業活動における生態系への配慮・・・12%

≫生物多様性保全に関する方針の策定・・・8%

（3） みどり・自然共生分野における社会状況

第五次環境基本計画では目指すべき社会の姿として地域循環共生圏の創造が示されています。地域循環共生圏とは各地域が地域資源を生かし、自立・分散型の社会を形成し、地域特性に応じて補完し、支え合うというものです。本市では、能勢町と協働し、地域循環共生圏の構築に向けた取組を進めており、この取組を活用した施策の展開が課題です。

5 施策の方向性

自然共生が地球環境問題であるとともに、地域におけるまちづくりの課題であるという認識のもと、生物多様性について、その保全及び持続可能な利用を目的とした施策を、本市及び地域間連携により推進します。

6 これまでの特徴的な取組

(1) 近隣自治体（能勢町）との連携

平成 28 年（2016 年）8 月に、環境省の公募事業である「地域循環共生圏構築検討業務」の実証地域に、本市と能勢町を活動地域とする認定特定非営利活動法人大阪自然史センターの提案が採択されたことをきっかけとして、森里川海の適正な管理と活用による「地域循環共生圏」の構築に向けた取組を進めています。

(2) ビオトープの導入

将来の本市の環境を担う子どもたちへの環境教育の一環として、専門性を有するボランティアと協働して、ビオトープの導入や維持管理を行っています。ビオトープは市内 19 校で実施しており、この他にも学童農園を 20 校、校内ミニ水田を 11 校、バケツ稲を 3 校で実施しています。

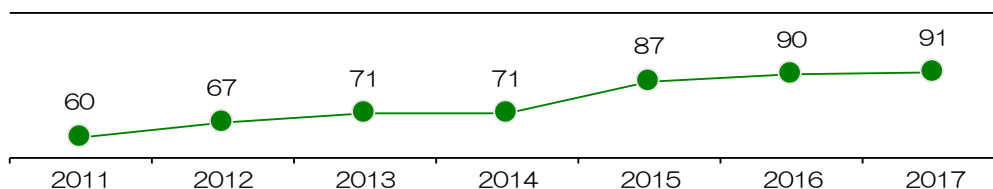
(3) 保護樹木・保護樹林の指定

本市は、幹周りが 2m 以上などの基準を満たす古木、大木や樹林について、所有者・管理者の同意を得て、保護樹木・保護樹林に指定しています。平成 30 年（2018 年）3 月末現在、保護樹木は 56 本、保護樹林は 3 か所です。

(4) 緑あふれる未来サポーター事業

地域に親しまれ、みどりにあふれる公園や道路等を目指すため、サポーターに登録した市民との協働で公園・緑地・竹林の維持管理を進めています。平成 29 年度（2017 年度）は登録団体数が 91 団体となっており、登録団体数は着実に増加しています。

緑あふれる未来サポーター制度(公園)の登録団体数



(5) 生物多様性の啓発

生物多様性の啓発を進めるため、生物多様性の現状や吹田市の生物多様性について分かりやすく平易な内容で解説した冊子：「いろいろな生きものがいてよかった～生物多様性と私たち～」を平成 29 年度（2017 年度）に作成し、市の主催イベントなどで配付しています。



第5節 都市環境

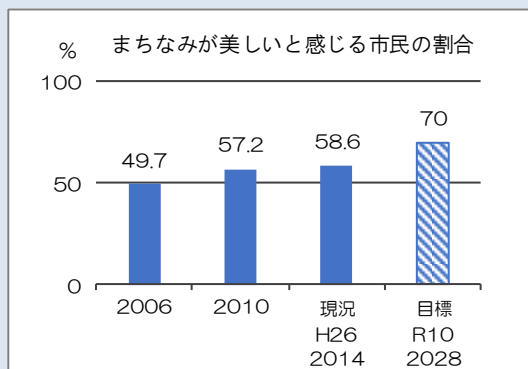
関連する SDGs の目標



快適な都市環境の創造

1 代表指標 目標達成状況を示す指標

■まちなみが美しいと感じる市民の割合：70 %



2 指標

環境指標(◎は代表指標)	現況値 H29 年度 (2017 年度)	目標値 (前計画) R2 年度 (2020 年度)	目標値 R10 年度 (2028 年度)	担当室課
◎まちなみが美しいと感じる市民の割合	58.6 % H26 年度 (2014 年度)	70 %	70 %※1	都市計画室
今住んでいるところが気に入っているので、住み続けようと思っている市民の割合	57.8 % H26 年度 (2014 年度)	80 %	70 %	都市計画室
鉄道・バスなど公共交通網の便利さに満足している市民の割合	54.5% H26 年度 (2014 年度)		60%※1	総務交通室
コミュニティバス※2 1 便当たりの乗車人数	20.3 人)	↗	↗	総務交通室
バリアフリー重点整備地区※3 内の主要な生活関連経路など整備延長	8.3 km		17 km※1	総務交通室 道路室
自転車通行空間の整備延長	0.9 km		40 km※1	総務交通室 道路室
まちづくりのルール（地区整備計画）の策定地区数[面積]	52 地区 [160.9 ha]		75 地区※1 [230 ha]	都市計画室
景観に関するルール（景観重点地区）の指定地区数[面積]	20 地区 [88.7 ha]		40 地区※1 [150 ha]	都市計画室

※1 吹田市第4次総合計画に基づく

※2 コミュニティバス：地方自治体が住民福祉の向上を図るため、交通空白地域・不便地域の解消、高齢者等の外出促進、公共施設の利用促進を通じた「まち」の活性化等を目的として、自らが主体的に運行するバス

※3 バリアフリー重点地区：公共交通機関、建築物、道路、都市公園などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進する地区

※4 地区整備計画：地区の住民などが主体となってつくり地区計画の目標や方針に従って、道路、公園などの配置や建物の用途、形態などに関する制限などについて、具体的にルールを定める計画

※5 景観重点地区：特に重点的に良好な景観の形成を図る必要がある地区

3 施策の柱と具体的施策

施策の柱	施策	担当室課
景観まちづくりの推進	公共施設の整備等にあたっての景観まちづくりにおける先導的な役割の遂行による民間開発事業に対する誘導	都市計画室
	市民、事業者等への景観まちづくりに関する啓発や取組の支援	都市計画室
自動車に過度に依存しない交通環境整備	鉄道駅など公共交通機関に関わる施設等のバリアフリー化への支援	総務交通室
	鉄道やバスの乗り継ぎなど公共交通の利用に関する分かりやすい情報提供	総務交通室
	地域の実情に応じたコミュニティバスの運行等、交通環境の充実化	総務交通室
	★歩行者・自転車が安心して歩行・通行できるまちづくりの推進	地域整備推進室 総務交通室 環境政策室 都市計画室 計画調整室 道路室
環境に配慮した開発事業の誘導	市域の開発に対し、すまいる条例や環境まちづくり影響評価条例、環境まちづくりガイドラインなどの関連制度の適正な運用による環境に配慮した建築物等の誘導	環境政策室 都市計画室 開発審査室

※★は第2次環境基本計画からの追加施策

4 現状（成果）と課題

これまで、本市は「快適な都市環境の創造」を目標に、地域特性を活かした美しい景観、快適な交通環境づくり、開発事業に対する誘導に取り組んできました。

(1) 前計画における目標達成状況

市民向けの公共交通マップの作成・配布などの啓発取組によりコミュニティバスの利用人数は年々増加傾向です。引き続き、すまいる条例や環境まちづくり影響評価条例等の制度を積極的に運用し、効果的に誘導することが必要です。一方で、移動経路のバリアフリー化率については、増加傾向にあるものの、目標達成が厳しい状況となっています。バリアフリー化については加速度的に取組を進める必要があります。

(2) 市民・事業者の意識調査結果

環境に対する満足度調査より、「歩道、自動車道の充実」は環境に対する重要度が高いにも関わらず、満足度については低くなっており、道路空間において課題があります。

環境基本計画推進のための重要項目として、市民・事業者ともに、「環境に配慮したまちづくり」を挙げており、関連する取組の推進が必要です。

市民の意識調査結果（回答数：732）

計画推進の重要項目 TOP3

- 第1位 環境に配慮したまちづくり
・・・76%
- 第2位 子どもに対する環境教育
・・・68%
- 第3位 環境配慮設備導入費用の補助
・・・49%

事業者の意識調査結果（回答数：162）

計画推進の重要項目 TOP3

- 第1位 環境配慮設備導入費用の補助
・・・51%
- 第2位 環境に配慮したまちづくり
・・・50%
- 第3位 子どもに対する環境教育
・・・49%

5 施策の方向性

都市計画に関する制度、良好な景観づくりを誘導する方策、環境配慮事項を定めた指針、独自の環境影響評価手続き等の活用により開発事業の誘導や自動車に過度に依存しない交通環境の整備などの取組について、魅力的なまちなみの形成に向けた取組を推進します。

6 これまでの特徴的な取組

(1) 吹田市公共交通マップの作成・配布

毎年転入窓口で配布をしており、転入者に対し、転入後の日常生活における自動車利用の抑制及び公共交通の利用促進を行うことが目的です。これ以外にも、市内の主な駅、公共施設等で配布しています。

(2) 吹田市環境まちづくりガイドラインの策定・改正

開発・建築等の実施による環境負荷を低減するため、「吹田市環境まちづくりガイドライン【開発・建築版】」を策定しています。直近の改正としては、2018年（平成30年）4月に、社会情勢や環境対策技術の進展・普及状況、「環境まちづくり」の推進に伴う知見の蓄積を踏まえた改正を行っています。

(3) 景観形成地区の指定

本市では、市域全域を景観計画区域に指定しており、そのうち特に景観まちづくりを進める必要がある地域などを、土地所有者の意見を聴いたうえで景観形成地区に指定しています。

景観形成地区では、建築物のデザインや色彩、敷際のしつらえなど地域の特性に応じた基準を定めています。

(4) すいすいバス（コミュニティバス）の運行と利用促進

鉄道や民間バスが不便な地域の移手段の確保等を目的としたコミュニティバスで、千里丘地区（JR千里丘駅、モノレール宇野辺駅など）を循環運行しています。平成23年度（2011年度）から本格的に運転が始まり、現在は2ルート各11本/日（土日祝日は各9本/日）の運行頻度です。高齢者や小さな子どもも安心して乗車できるよう乗降口がノンステップとなっており、車いす利用者も安心して利用できるようになっています。



(5) レンタサイクル・自転車駐車場整備

本市は、自動車利用から自転車利用への転換をすすめ、交通量の抑制と温暖化防止に努めています。市内各駅に自転車駐車場を整備するとともに、市内の7つの駅で通勤・通学用にレンタサイクルを設置しています。平成29年度（2017年度）のレンタサイクルの利用者数は延べ876人でした。

第5章 計画の推進

1 推進・評価体制

本計画は、市民・事業者・市による取り組みのもとで推進します。あらゆる主体と協働して施策を推進するために、各組織との連携強化を図ります。

また、本計画の総合的な推進を図るため、吹田市環境施策調整推進会議において、横断的な視点で庁内調整を図りながら、諸施策を円滑かつ着実に展開していきます。

計画の進捗状況の評価は、第三者による客観性が求められるため、吹田市環境審議会において各年度の取組状況を報告し、その内容について審議・評価を受けます。評価結果を次年度以降の施策に反映し、効果的かつ効率的な施策の展開を図ります。

2 進行管理の手法

(1) 進行管理の方法

本計画の推進においては、PDCA サイクルに基づく点検・評価や見直しを行い、計画の継続的な改善を図ります。

また、年度ごとに、計画の進捗状況を取りまとめ、吹田市環境審議会に報告します。審議会での審議や評価を受けて、評価内容を公表するとともに、次年度以降の施策へ反映し、さらなる取組を推進します。

(2) 指標を用いた進行管理

本計画の進行管理における点検・評価を客観的及び具体的に行うため、分野横断的戦略及び分野別基本目標にはそれぞれの指標を設けました。これらの指標を活用して事業の進捗状況を数値で評価することにより、施策の達成状況について各実施主体が認識を共有しつつ、効果的に進行管理を行い施策の推進を図ります。

(3) 更新情報の発信

本市環境施策の進捗状況、社会動向や環境の変化に応じて更新した本計画の内容は、指標の最新の現況値とともに、毎年、吹田市環境白書（すいたの環境）やホームページで情報発信します。それにより、常に活きた計画として、本計画を推進します。

PDCA サイクルによる進行管理

